

第 6 章
糸島市
放課後子どもプラン

1 策定趣旨

国は、次代を担う人材を育成し、加えて共働き家庭等が直面する「小1の壁」を打破する観点から、平成26年7月に「放課後子ども総合プラン」を策定し、放課後の児童の健全育成を図る施策・事業を都道府県・市区町村とともに展開していました。

その後、児童福祉や教育分野における施策の動向も踏まえ、平成30年9月に、放課後児童クラブの待機児童の早期解消、放課後児童クラブ³⁷と放課後子供教室³⁸の一体的な実施の推進等による、すべての児童の安全・安心な居場所の確保を図ること等を内容とした「新・放課後子ども総合プラン」を策定しました。

これに伴い、本市の実情に即し、放課後の児童の健全育成に特化した本プラン（糸島市放課後子どもプラン）を策定します。

2 策定目的

このプランは、次の事項を目的に策定します。

- (1) 共働き家庭等の保護者が安心して子どもを預けて仕事をすることができ、その児童が学校の放課後や長期休みなどに、遊びなどを通じて安全・安心に過ごすことができる放課後児童クラブ（放課後児童健全育成事業）サービスを安定的に実施すること。
- (2) 将来的には、共働き家庭等に限らず、すべての児童を対象とした放課後の居場所づくり（学習や体験・交流活動などを行う「放課後子供教室」等）の検討を進めること。

³⁷ 「放課後児童クラブ」とは、共働き家庭等などの留守家庭の児童に対して、放課後に適切な遊びや生活の場を与え、その健全な育成を図る「放課後児童健全育成事業」の取組で、いわゆる「学童保育」のこと。

³⁸ 「放課後子供教室」とは、すべての児童を対象として、放課後の小学校などにおいて安全・安心な子どもの活動拠点（居場所）を設け、地域の方々の参画を得て、学習やスポーツ・文化芸術活動、地域住民との交流活動等の機会を提供する取組のことで、希望者が参加するもの。

3 現状

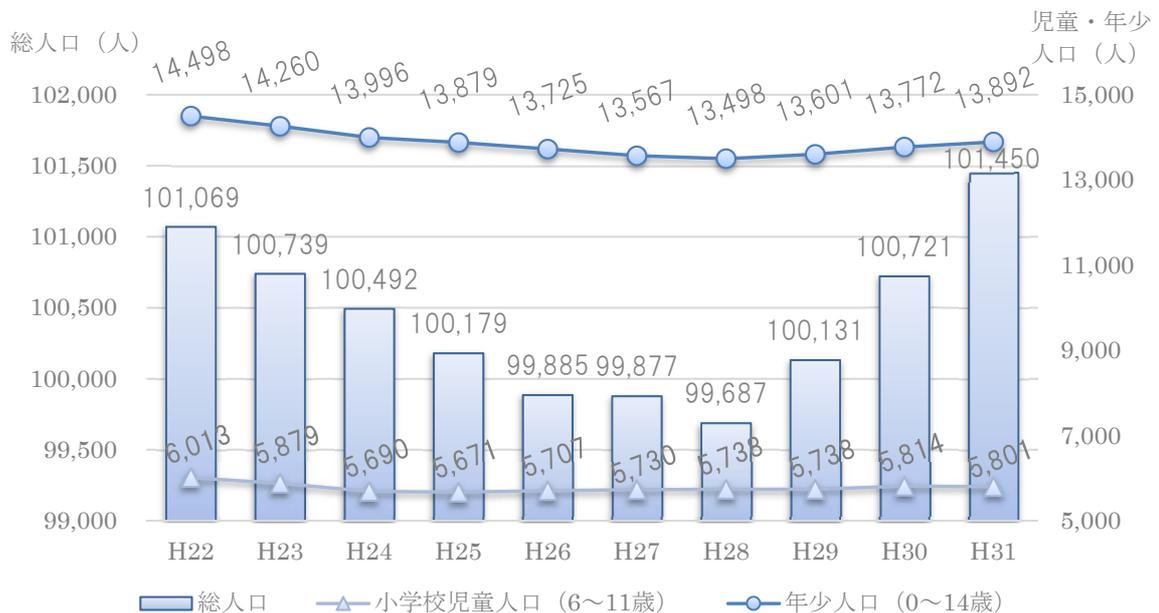
(1) 人口、年少人口、共働き家庭等の割合

本市の人口は、平成 22 年度をピークに減少していましたが、平成 28 年度からは増加に転じました。平成 28 年度から 30 年度の 3 年間（3 月末比較）で、1,782 人増加し、その間の社会増（転入超過数）は、2,718 人に上ります。

同期間の年少人口（0～14 歳）は、394 人増加していることから、子育て世代の転入増加がうかがえます。

また、0～2 歳の子を持つ夫婦のいる一般世帯のうち、妻の就業割合は、48.7%（平成 27 年度）となっており、福岡都市圏 10 市 7 町で 1 番高くなっています。さらに、3～6 歳の子を持つ夫婦のいる一般世帯のうち、妻の就業割合は、69.2%（平成 27 年度）となっており、福岡都市圏 10 市 7 町で 2 番目に高くなっています。これらのことから、共働き家庭等が多く、児童の保育ニーズが比較的高いことがうかがえます。

糸島市の総人口と年少人口、小学校児童数の推移（毎年度当初）



(出典：住民基本台帳)

※総人口はすべて外国人を含む。小学校児童数及び年少人口は、H24 年度まで日本人のみ、H25 年度以降外国人含む。

(2) 放課後児童クラブの設置状況及び運営主体

現在、糸島市では、15 小学校に 28 クラブ（支援の単位）を設置しています。

市は、この 28 クラブを指定管理者として 2 法人を指定し、運営を委託しています。

【糸島市放課後児童クラブの現状】

名 称	建設 年度	事業 開始	床面積 (㎡)	うち、遊 戯室 (㎡)	適正 児童数	H30.4 末現在		H31.4 末現在	
						児童数	1 人面積	児童数	1 人面積
波多江 1	11	S54.4	254.97	121.62	73	74	1.64	59	2.06
波多江 2		H22.4		92.77	56	66	1.41	42	2.21
波多江 3		H27.4		91.00	55	45	2.02	45	2.02
波多江 4		H31.4		66.16	40			30	2.21
東風 1	17	H18.4	192.34	58.07	35	55	1.06	47	1.24
東風 2		H22.4		93.53	56	65	1.44	69	1.36
東風 3	30	H31.4	135.39	89.85	51	43	2.09	48	1.87
雷山	13	H15.4	173.67	115.11	69	48	2.40	56	2.06
怡土 1	8	H7.9	129.33	81.16	49	48	1.69	48	1.69
怡土 2		H26.7		64.24	38	24	2.68	28	2.29
可也 1	9	S52.4	180.00	110.11	66	55	2.00	67	1.64
可也 2	21	H21.12	170.05	121.82	73	58	2.10	76	1.60
桜野	9	S53.4	110.69	86.89	52	28	3.10	24	3.62
引津 1	12	H9.4	93.00	66.33	40	31	2.14	30	2.21
引津 2	27	H27.4	175.38	124.66	75	64	1.95	60	2.08
前原 1	7	S48.4	172.42	110.35	66	67	1.65	62	1.78
前原 2	24	H25.4	175.97	121.73	73	81	1.50	74	1.65
前原南 1	12	S58.4	157.18	111.44	67	74	1.51	58	1.92
前原南 2	25	H26.4	175.50	120.90	73	92	1.31	60	2.02
前原南 3	30	H31.4	171.91	119.73	73			57	2.10
南風 1	14	H12.4	100.17	84.78	51	63	1.35	51	1.66
南風 2	20	H21.4	98.69	65.68	39	29	2.26	30	2.19
南風 3	27	H27.4		81.00	49	30	2.70	42	1.93
加布里	9	S54.4	159.20	84.00	50	70	1.20	78	1.08
長糸	23	H9.4	109.30	65.63	39	19	3.45	22	2.98
一貴山	7	H7.4	87.15	65.62	39	38	1.73	39	1.68
深江	11	S52.4	103.84	80.17	48	69	1.16	55	1.46
福吉	21	S53.4	119.21	79.50	48	50	1.59	56	1.42
計 28			2,938.06	2,573.85	1,556	1,386	1.86	1,413	1.82

(3) 放課後児童クラブ入所児童数

放課後児童クラブの入所者は、平成 28 年度当初 1,316 人だったものが、平成 31 年度当初 1,416 人となり、3 年間で 100 人増加しています。

また、平成 31 年度夏季臨時入所においては、4 クラブで計 51 人の入所制限が発生しました。

【糸島市放課後クラブの入所児童数の推移】

(人)

クラブ名	H28 年度		H29 年度		H30 年度		H31 年度	
	4 月	8 月	4 月	8 月	4 月	8 月	4 月	8 月
波多江 1	70	83	73	85	74	95	57	75
波多江 2	65	78	63	69	66	77	41	48
波多江 3	38	44	44	47	45	50	43	50
波多江 4							30	36
波多江小	173	205	180	201	185	222	171	209
東風 1	35	43	45	55	55	64	47	47
東風 2	48	50	54	62	65	72	69	69
東風 3	39	48	40	43	43	45	48	68
東風小	122	141	139	160	163	181	164	184
雷山	61	80	74	77	48	58	55	63
怡土 1	52	63	46	60	48	58	47	51
怡土 2	32	32	24	31	24	34	28	30
怡土小	84	95	70	91	72	92	75	81
可也 1	45	62	50	62	55	75	67	79
可也 2	60	73	60	71	58	73	75	89
可也小	105	135	110	133	113	148	142	168
桜野	27	31	33	43	28	37	24	32
引津 1	32	34	34	33	31	31	30	35
引津 2	76	77	73	78	64	66	59	69
引津小	135	142	140	154	123	134	113	136
前原 1	58	58	65	65	67	70	61	67
前原 2	70	77	68	81	81	86	74	75
前原小	128	135	133	146	148	156	135	142
前原南 1	71	81	67	78	74	88	57	64
前原南 2	67	75	80	89	92	103	57	67
前原南 3							56	65
前原南小	138	156	147	167	166	191	170	196
南風 1	61	59	59	68	63	82	51	62
南風 2	41	45	29	33	29	34	30	35
南風 3	23	31	25	35	30	29	41	48
南風小	125	135	113	136	122	145	122	145
加布里	53	59	67	83	70	92	78	69
長糸	25	22	31	22	19	30	22	30

クラブ名	H28 年度		H29 年度		H30 年度		H31 年度	
	4 月	8 月	4 月	8 月	4 月	8 月	4 月	8 月
一貴山	37	36	37	37	38	42	36	43
深江	62	86	58	74	69	90	55	60
福吉	41	59	49	71	50	74	54	64
合計	1,316	1,517	1,381	1,595	1,414	1,692	1,416	1,622

(4) 放課後子供教室の設置状況

現在、市では、放課後子供教室を実施していませんが、市内において民間主体で、希望するすべての児童が参加できる取組を行っている事例があります。

4 課題

(1) 児童の安全性・快適性の確保

市街地を中心に、放課後児童クラブへの入所希望児童数が増加したクラブでは、児童の快適かつ安全な保育環境を維持することが困難になってきています。また、やむを得ず入所制限を実施しなければならないクラブがあり、受皿の確保が必要です。

(2) 特別な配慮を必要とする児童への対応

障がいがある児童や、発達支援が必要な児童の入所が増加しています。また、外国につながりを持つ児童も今後増加すると予想されます。そのため、児童間や、児童と支援員等のコミュニケーションが困難な状況が懸念され、支援員等の資質向上が求められます。

(3) 支援員等の確保と負担軽減

放課後児童クラブの運営を行う指定管理者においては、支援員等（特に主任級）の確保に苦慮しており、これ以上クラブを増やすことが困難な状況も一部に発生しています。高学年児童や特別な配慮を必要とする児童の増加など、支援員等の負担は増しており、離職防止や負担軽減のための対策を講じる必要があります。

(4) 施設の老朽化に伴う計画的な修繕対応

放課後児童クラブの施設は、築20年以上の施設が8施設で、老朽化が進行しています。これに伴い緊急的な修繕が増加傾向にあり、そのための費用や事務が増加しています。また、施設の老朽化は、児童の安全や快適な保育環境の確保と施設の長寿命化の観点から、計画的な修繕が求められます。

(5) 新規クラブの施設整備

マンション開発や大型住宅開発がある校区では、入所希望児童数が一度に増加するため、放課後児童クラブの新設、余裕教室の活用などが必要です。

しかし、児童数が急増する学校は、学校用地や教室にも余裕がなくなるため、学校敷地内の児童クラブ整備が困難になっています。

あわせて、市が公共施設マネジメントを進めている中で、新たな施設整備については、将来的な児童数の減少も見据えながら行う必要があります。

(6) 利用料金、減免措置などの見直し

放課後児童クラブの利用料金（おやつ代を含む実質的な料金）は、福岡都市圏の他市と比較して最も安く、各種減免措置や減額措置も実施しており、子育て支援の観点から手厚い状況です。

しかしながら、今後、支援員等の確保や施設の修繕・整備、新たなサービスの実施などを含み、放課後児童に対する良好な保育環境を維持・向上させていくためには、適切な利用料金への見直しの検討が必要です。

(7) 放課後子供教室の実施に向けた検討

すべての児童の安全・安心な居場所を確保するためには、放課後児童クラブ（放課後に保育を必要とする児童のための受皿）の充実だけでなく、放課後児童クラブと放課後子供教室等の一体的な実施の推進が必要です。

そのため、すべての児童を対象とした放課後の居場所づくりの検討を進める必要があります。

5 放課後子ども健全育成に対する市の方針

市としては、共働き家庭等が多く、児童の保育ニーズが増加し続けている放課後児童クラブについて、現在の課題等を踏まえながら、引き続き、安定した運営と内容の充実を進めていきます。

6 放課後児童クラブの量の見込みと目標整備量

【量の見込みと確保の方策】

(人)

	年度 学年	平成 31年度 (参考:実績値)	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
量の見込	1年生	445	496	525	535	522	533
	2年生	415	429	464	491	501	491
	3年生	308	316	323	349	371	379
	4年生	162	162	173	178	195	210
	5年生	60	66	68	75	80	91
	6年生	23	27	33	36	42	47
	市全体	1,413	1,496	1,586	1,664	1,711	1,751
確保の方策	受入児童数	1,609	1,625	1,625	1,730	1,780	1,780
	備考	クラブ数:28 増床工事(加布里)	クラブ数:28	クラブ数:28 新規設置検討(2か所)	クラブ数:30 新規設置検討(1か所)	クラブ数:31	クラブ数:31

※住民基本台帳に基づくコーホート要因法による推計

【目標整備量（確保の方策）】

放課後児童クラブの受皿確保の方策は、令和4年度から2クラブを、令和5年度から1クラブを新設できるよう検討を進め、予想される受入児童数の確保を目指します。

クラブによっては、現状でも確保数に不足が生じているため、各学校・クラブの入所希望者数の状況を踏まえ、余裕教室の有効活用などによる新たな児童クラブの設置または入所制限者の新たな受皿となる別の取組（夏季限定事業等）を検討・実施します。

※平成31年度に施工した加布里放課後児童クラブの増床分は、令和2年度から反映。

7 特別な配慮を必要とする児童への対応

放課後児童クラブにおける障害のある児童や発達支援の必要な児童の受け入れについては、支援員等の加配に加え、支援員等の研修、大学等との連携による専門家の巡回相談などを進め、障害のある児童や発達支援の必要な児童が安心して過ごせる保育環境の維持に努めます。加えて、支援員等の負担軽減に努めます。

また、本市は九州大学が移転してきたこともあり、外国とつながりを持つ人は今後も増加することが見込まれます。そのため、日本語でのコミュニケーションが図りづらい児童の入所も想定されます。外国とつながりを持つ児童も安心して過ごせるよう配慮するとともに、周りの児童の理解を深めるよう努めます。

さらに、家庭環境による影響がある児童の対応を行い、児童一人ひとりの状況に応じた保育に努めます。

8 地域の実情に応じた開所時間の延長に係る取組

放課後児童クラブの開所時間については、現在、保護者の希望に応じて、18時から19時までの1時間延長を行っています。

これは、福岡市等で働く保護者が安心して児童を迎えに来られるよう、平成26年度から開始した制度で、この延長保育制度を月極めで利用している児童・保護者の割合は全体の1割程度となっています。

今後も、ニーズは増加することが予測されるため、現在の延長保育サービスの維持に努めます。

9 「子どもの主体性を尊重し、子どもの健全な育成を図る」役割をさらに向上させる方策

支援員等や異年齢の児童と交わる集団生活を通じて、基本となる生活習慣や人との関わり方を覚え、相手をたいせつに思う心を育むことができる遊びの場、生活の場を児童に与えられるよう、支援員等の研修を実施し、保育環境の整備を推進します。

また、支援員等が保護者と密にコミュニケーションを図り、家庭において保護者がしっかりと児童に愛情を持って接し、指導し、育んでもらえるよう促していきます。

10 育成支援内容の周知方策

放課後児童クラブの存在、役割、意義、児童の育成支援について、保護者、学校、企業・事業所、市民の理解が促進されるよう、広報紙や Web などでも情報を発信していきます。

11 安定的な運営のためのその他方策

4に掲げる課題を解決し、安定的に放課後児童クラブを運営していくためには、以上の方策のほか、次に示すような取組を行っていく必要があります。

(1) 指定管理者との連携による支援員等の確保

放課後児童クラブの安定的な運営のためには、支援員等の確保が不可欠です。

支援員等の雇用は、指定管理者が行うこととなりますが、市としても支援員等の募集情報の発信、支援員等のスキルアップのための研修会の開催、その他施設の整備、備品等の購入など、支援員等の負担軽減につながるための必要な施策を実施していきます。

(2) 計画的な修繕の実施と修繕負担区分の見直し

施設の老朽化が進行する中で、児童の安全・快適な保育環境を確保するためには、必要な修繕を適切なタイミングで計画的に実施していく必要があります。そのため、普段から指定管理者による施設の維持・管理を徹底するとともに、指定管理者が優先順位を付けた修繕要望を基に、総合的に勘案して修繕を行います。

また、現在の指定管理者と市における修繕費の負担区分について、見直しを検討します。

(3) サービスの充実と適正な受益者負担

放課後児童クラブのサービスの維持・向上を図るため、利用料金見直しを検討します。

また、受益者負担の適正化の観点から、各種減免制度や利用料金減額制度の見直しも併せて検討します。

